

静岡市マタニティマーク関連グッズ広告物取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市が母子健康手帳交付の際、併せて配布するマタニティマーク関連グッズ（以下「マタニティグッズ」という。）及びマタニティグッズに添付する広告物（以下「広告物」という。）の取扱いに関し、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）その他別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、マタニティグッズとは、妊娠中の方が交通機関等を利用する際に身に付けることによって、周囲が妊婦に配慮を促しやすくするものとして、厚生労働省が妊産婦にやさしい環境づくりを推進するために発表したマタニティマークを活用した物品をいう。

(広告掲載の権限及び範囲)

第3条 広告物に掲載する広告（以下「広告」という。）の掲載の可否は、静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）に基づく静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、市長が決定するものとする。

2 前項の場合において、市長は、広告の内容が次の各号のいずれかに該当するものについては、広告に掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 政治性のあるもの又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙に関連するものの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 法令等に違反するもの又はその疑いがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 名刺広告（単に法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）又は個人の氏名を表示し、これらを公衆に周知する広告をいう。）であるもの
- (9) 消費者被害の未然予防又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (10) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (11) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）を利するもの又はそのおそれのあるもの

(12) 前各号に掲げるもののほか、広告として市長が適当でないとするもの

(マタニティグッズ及び広告物の規格等)

第4条 マタニティグッズ及び広告物の規格、広告物の配布期間等は、市長が別に定める。

2 広告物には、広告主の氏名又は名称及び連絡先を表示しなければならない。

3 広告物には、広告である旨を明記しなければならない。

4 広告物には、マタニティグッズが広告料により作成されていることを明記しなければならない。

(マタニティグッズ提供希望者の募集)

第5条 マタニティグッズの提供を希望する者(以下「マタニティグッズ提供希望者」という。)の募集は、インターネット等の広報媒体の利用その他市長が適当と認める公募の方法により行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による募集に当たっては、マタニティグッズ及び広告物の数、納品の期限、マタニティグッズ提供者の決定の方法その他の必要事項を明示するものとする。

(マタニティグッズ提供希望者の申し込み等)

第6条 マタニティグッズ提供希望者は、マタニティグッズ提供希望者申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長が定める期間内に提出しなければならない。

(1) 提案書

(2) 会社概要の写し

(3) 作業スケジュール

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(マタニティグッズ提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める方法によりマタニティグッズ提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりマタニティグッズ提供者を決定したときは、その結果をマタニティグッズ提供者採用決定通知書(様式第2号)又はマタニティグッズ提供者不採用決定通知書(様式第3号)によりマタニティグッズ提供希望者に通知するものとする。

(原稿内容の承認)

第8条 マタニティグッズ提供者は、広告の内容について、市長が適当と認める方法により、指定する期日までに原稿を提出して、第3条第1項の決定を受けなければならない。

2 次に掲げる者は、前項の規定による原稿を提出することができない。

(1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者

- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資・投機のある、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市が行う広告事業に係る業種又は事業者として不適当であると認められるもの

3 市長は、第1項の規定により、広告の可否を決定したときは、その結果を広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第4号）によりマタニティグッズ提供者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定によりマタニティグッズ提供者から提出された原稿について、広告に掲載することが適当でないと認めるときは、マタニティグッズ提供者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

5 マタニティグッズ提供者は、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

（費用の負担）

第9条 マタニティグッズ及び広告物のデザインの作成及び提供に要する費用は、マタニティグッズ提供者の負担とする。

（広告の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マタニティグッズ提供者への催告その他の手続を要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項の規定により市長が指定した期日までに広告の原稿が提出されないとき。
- (2) 第8条第5項の規定による市長の広告の内容等の変更の求めにマタニティグッズ提供者が従わないとき、又は、広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (3) 市長が指定した期日までにマタニティグッズの納品がなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が広告を適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告の決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により広告の決定が取り消された場合において、マタニティグッズ提供者に損害が生じても、市長は一切その責めを負わないものとする。

（マタニティグッズ提供者の責務）

第11条 マタニティグッズ提供者は、広告の内容等について、一切の責任を負うものとする。

2 マタニティグッズ提供者は、広告物配布までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。

3 マタニティグッズ提供者は、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。

4 マタニティグッズ提供者は、当該広告に起因して市に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 マタニティグッズ提供者は、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態のいかんを問わず行ってはならない。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、マタニティグッズ及び広告物に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

マタニティグッズ提供希望者申込書

(宛先) 静岡市長

マタニティグッズ提供希望者の募集に応募したいので、必要書類を添えて以下のとおり申し込みます。

【 申 込 者 】

マタニティグッズ名称		
住所又は所在地 氏名又は 名称及び代表者氏名		
担 当 者	氏 名	
	部署・職名	
	TEL	
	FAX	
	E-mail	
業種・事業内容		
ホームページURL		
誓約等		(1) 申込みに当たっては、「静岡市マタニティマーク関連グッズ広告物取扱要綱」及び「静岡市広告掲載基準」を遵守します。 (2) 広告の掲載に当たっては、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、静岡市の指示に従います。 (3) 静岡市税の滞納はありません。 (4) 静岡市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

【 添 付 書 類 】

※該当するものにレ点を記入してください。なお、下線の書類は必ず添付してください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> <u>提案書</u> | <input type="checkbox"/> 広告主の見込件数（所在含む） |
| <input type="checkbox"/> <u>会社概要の写し</u> | <input type="checkbox"/> 事業者の広告掲載方針 |
| <input type="checkbox"/> 類似業務の実績を示す資料 | <input type="checkbox"/> <u>作業スケジュール表</u> |
| <input type="checkbox"/> 提供物品の見本 | <input type="checkbox"/> 作業中の実施体制（問題点等に関する対応） |

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

マタニティグッズ提供者採用決定通知書

年 月 日付で申込みのあった静岡市マタニティグッズの提供希望について、静岡市マタニティ関連グッズ広告物取扱要綱第7条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 マタニティグッズ

(1) 名 称

(2) 規格、構成等

(3) 数 量 個

(4) 納入期限 年 月 日

(5) 納入場所

(6) 配布期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(7) 配布方法

2 広告物

(1) 広告のサイズ等

(2) 提出期限 年 月 日

(3) 提出場所

(4) 提出方法

3 協議事項

マタニティグッズ又は広告物について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ解決するものとする。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

マタニティグッズ提供者不採用決定通知書

年 月 日付で申込みのあった静岡市マタニティグッズの提供希望について、その内容を総合的に審査した結果、不採用とすることに決定しましたので、通知します。

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日付けで提出のあった広告原稿の掲載について、静岡市マタニティ関連グッズ広告物取扱要綱第8条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 広告掲載の決定

	広 告 (広告主)	適否	条 件
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

2 非掲載の理由（適否が「否」の場合のみ）

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで静岡市マタニティグッズ広告物への広告の掲載を決定しましたが、
下記の理由により取り消しますので通知します。

記

取消しの理由